

# 条件明示書

## 1. 積算基準等について

- (1) ETC設備設計の積算基準については、「施設工事調査等積算基準（ネクスコ東・中・西日本、平成28年版）」によるものとする。なお、条件については以下のとおりとする。
  - ・設計区分による率：詳細設計（100%）・・・ETC設備設計に適用
  - ・設計打合せの「技師長」を「主任技師」に置き換えるものとする。
  - ・「設計打合せ」を「設計協議」と読み替えるものとする。
  - ・現地調査の「技師長」を削除するものとする。
  - ・「事務用品費」を「印刷製本費」と読み替えるものとする。
  - ・交通費は、広島市内の本社・支社・営業所から公社（現地調査先含む）までのライトバン運転を見込む。
- (2) 設計業務委託等技術者単価は「平成29年度単価」によるものとする。
- (3) 印刷製本費は、「土木設計業務等標準積算基準 広島高速道路公社 平成29年8月」によるものとする。
- (4) 機械損料（ライトバン1500CC、5人乗り）は「建設機械損料表（一財 日本建設機械施工協会、平成29年度版）」によるものとする。
- (5) ガソリン単価は「平成29年度土木工事設計資材単価表（平成29年7月改定）」によるものとする。